

○ 8月9日からの大雨による災害（水産業関係）の被災者の皆様へ

このたびの大雨により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。
被害に応じて以下の制度が利用できますので、詳しくは相談窓口へご連絡願います。

○資金融資関係

制度の種類	制度の内容
農林漁業セーフティネット資金（災害資金）	不慮の災害や社会的・経済的環境の変化等によって売上げが減少し、資金繰りに支障を来している漁業者に対し、経営の維持安定に必要な長期運転資金を融資（※日本政策金融公庫） ①融資限度額 600万円（特認：年間経営費等の6/12以内） ②融資利率 1.05～1.65%（令和7年8月1日現在） ③融資期間 15年以内（据置期間3年以内）
福岡県農林漁業災害対策資金	被災した漁業者が経営再建のため、公庫資金（農林漁業セーフティネット資金）に残高があり、信漁連資金を借り入れた場合、市町村との連携のもとに利子補給を行い低利での借入ができます。 ①融資限度額 500万円 （公庫資金を限度額まで利用。公庫資金に残高があり、公庫資金限度額を超える額は、信漁連資金を利用。） ②融資利率 信漁連資金 1.05～1.15%（令和7年8月1日現在） ※貸付当初5年間は実質無利子 ③融資期間 信漁連資金 7年以内（据置期間3年以内）
農林漁業施設資金（災害復旧）	災害に係る漁業者の漁船、漁具、養殖施設等の復旧に必要な資金（※日本政策金融公庫） ①融資限度額 負担額の80%又は1施設当たり300万円のいずれか低い額 ②融資利率 1.05～1.65%（令和7年8月1日現在） ③融資期間 15年以内（据置期間3年以内）
漁業近代化資金の償還期間延長	漁業近代化資金の貸付を受けた漁業者で、償還期間中の者が天災等特別の理由により償還が困難になった場合に、法定の期間（期限）内で償還期間の延長を行います。
沿岸漁業改善資金の償還金支払猶予	沿岸漁業改善資金の貸付を受けた漁業者で災害等やむを得ない理由により貸付金の償還が困難と認められる場合に償還金の支払いを猶予します。

○漁船保険関係

漁船損害等補償法による漁船損害等補償（漁船保険）	漁船保険に加入している漁船の被害に対する損失、損害補償。
--------------------------	------------------------------

○漁業共済関係

漁業災害補償制度（漁業共済制度）	一定の減収や養殖水産動植物、供用中の養殖施設又は漁具の被害を受けた漁業者に共済金が支払われる共済制度です。共済金を受給するためには、事前に共済に加入していることが必要です。
------------------	--

○補助事業関係

農林水産業共同利用施設災害復旧事業	漁業協同組合等（営利を目的としない法人）が所有する共同利用施設に対する災害復旧事業費の一部補助を行うものです。 ①対象 漁協等が所有する共同利用施設 ②補助率等 1箇所の工事の費用が40万円以上の災害復旧に対し補助（補助率2/10）
-------------------	--

※支援制度の利率や期間等の内容は、現時点のものです。